

設計変更ガイドライン（工事編）

I 策定の目的等

1 策定の目的

工事の設計変更に係る業務の円滑化を図るため、発注者及び受注者が、設計変更が可能な場合と不可能な場合及び手続き等について十分理解し、設計変更に係る業務の円滑化を図ることを目的とする。

今後、さらに運用の過程において適宜見直しを行うとともに、必要な事項を追加することとする。

2 発注者・受注者の留意事項

(1) 発注者

積算及び設計図書等の作成にあたっては、特記仕様書及び現場説明書等により、工事内容に係る項目について、必ず条件明示するよう徹底する。

(2) 受注者

工事の着手にあたって、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」して進めることが重要である。

3 設計変更の現状

(1) 設計図書に明示されている事項

設計図書に明示されている内容と現地条件に不一致がある場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて工期及び請負代金額の変更を行うことが一般的である。

(2) 任意仮設等に一式計上されている事項や設計図書から誤謬、脱漏又は表示が不明確となっている事項は、変更対応が問題となる場合がある。

(参考) 用語の定義

契約・・・ 工事請負契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。

契約図書・・・ 契約書及び設計図書をいう。

契約変更・・・ 工事請負契約書及び設計図書を内容とする契約の変更を行うことをいう。

設計図書・・・ 仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

協議・・・ 発注者と受注者が書面による確認を行うことをいう。

指示・・・ 契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

設計変更・・・ 契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することをいう。

II 設計変更に関する基本的事項

1 設計変更を必要としないもの

受注者の都合による任意の提案を、発注者が「承諾」して施工した場合

2 設計変更を行うことができないもの

(1) 設計図書に条件明示のない事項について、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

(2) 発注者と受注者が「協議」を行い、発注者から受注者に対して協議の回答又は指示がない時点で施工を実施した場合

(3) 工事請負契約書及び仕様書に定められている「所定の手続き」を経していない場合

契約書第 18 条 条件変更等

〃 第 19 条 設計図書の変更

〃 第 20 条 工事の中止

〃 第 22 条 受注者の請求による工期の延長

〃 第 23 条 発注者の請求による工期の短縮等

〃 第 24 条 工期の変更方法

〃 第 25 条 請負代金額の変更方法等

〃 第 31 条 請負代金額の変更に代える設計図書の変更

仕様書 設計図書の照査等

〃 工事の一時中止

〃 設計図書の変更

〃 工期変更

(4) 正式な書面によらない事項（口頭のみでの指示・協議等）の場合

ただし、契約書第 27 条（臨機の措置）の緊急やむを得ない事情の措置を行う場合は、この限りではない。

3 設計変更を行うことができるもの

(1) 当初発注時点で設計図書に明示していた土質条件や地下水位等について、現地で予期し得ない条件変更が確認された場合

(2) 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手出来ない場合又は受注者の責によらず工事を中止せざるを得ない場合

(3) 発注者と受注者の「協議」又は工事請負契約書及び仕様書に定められている所定の手続きを行い、発注者から受注者に対して協議の回答又は指示を行ったもの。

(4) 受注者は、契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合において、設計図書の照査の範囲を超える作業で、監督職員と「協議」を行ったものについて実施する場合。

(5) 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき。

4 設計変更にあたっての留意事項

(1) 発注者と受注者が、当初設計の考え方や設計条件を再確認し、書面による確認「協議」を行う。

(2) 設計変更しようとする工事内容（工種）の規格、構造及び工事規模が拡大する場合の当該工事に対応することの妥当性を「協議」し、当該工事における設計変更の必要性を明確にする。

(3) 設計変更に伴う所定の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

(4) 指示書には原則として概算金額を記載するものとし、次の事項に留意する。

ア 受注者からの協議による設計変更の場合は、受注者が提出した見積書を参考に概

算金額を指示書に記載する。

イ 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、概算金額を指示書に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載するものとする。

ウ 記載する金額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。なお、金額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする。

エ 概算金額の算出条件を明確にする。

- ・ 発注者からの指示による場合

概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。また、記載した概算額の出典や算出条件等について明示する。

- ・ 受注者からの協議による場合

概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額と、受注者の提示額であることを指示書に記載する。受注者から見積書の提出がない場合は、概算額を記載しない。

Ⅲ 設計変更の具体事例及び手続き

1 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

契約書第 18 条第 1 項 1 号から第 5 号に該当する場合

参考 契約書第 18 条第 1 項第 1 号～第 5 号

- 1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 2 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 3 設計図書の表示が明確でないこと
- 4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 5 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

<具体事例>

ア 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。

イ 現地測量の結果、排水施設計画を新たに作成する必要があるもの又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。

ウ 構造物の位置や計画高さ、延長や構造物の載荷重が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

エ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。

オ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。

カ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成が必要となるもの。

キ 治山ダム工、土留工等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成が必要となるもの。

ク 「技術基準」等で示される設計計算等の照査が必要となるもの。

ケ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査が必要となるもの。

コ 設計根拠（技術基準や構造計算等）の基礎データの見直し、変更に伴う工事費の算出が必要となるもの。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

本来は、当初発注時に条件明示すべきものであるが、契約後にその事実が判明した場合は、設計変更により対応する。

<具体事例>

- ア 地質に関する条件が明示されていない
- イ 地下水位（湧水）に関する条件が明示されていない
- ウ 交通整理員等に関する条件が明示されていない
- エ 設計図書に誤りがある

(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

本来は、当初発注時に条件明示すべきものであるが、契約後にその事実が判明した場合は、設計変更により対応する。

<具体事例>

- ア 地質及び地下水位に関する条件が明示されていなければ施工不可能な工事において、地質に関する条件（土質柱状図等）は明示されているが、地下水位（湧水）に関する条件が明示されていない
- イ 水替工が必要な工事において、水替工のポンプ運転時間が、常時であるか、作業時のみであるか明示されていない

(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

<具体事例>

設計図書に明示された地質条件又は地下水位（湧水の状況）が、現地と一致しない

(5) (1)～(4)の場合の手続き

受注者は、設計図書の照査を行い、工事契約書第18条第1項の各号のいずれかに該当する事実がある場合は、直ちにその旨を監督職員に通知し、その確認を請求する。
【契約書第18条第1項関係】



監督職員は、受注者の立会の上、直ちに調査を実施する。
なお、受注者が立会に応じない場合には、受注者の立会を得ずに行うことができる。
【契約書第18条第2項関係】



発注者は、調査の結果により同第18条第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
【契約書第18条第4項関係】





発注者は、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。【契約書第 18 条第 5 項関係】



・ 工期の変更方法

工事契約書第 24 条第 1 項の規定により、工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

・ 請負代金額の変更方法

工事契約書第 25 条第 1 項の規定により、請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

※ 工事契約書の各条項は、国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について（平成 7 年 11 月 28 日付け 7 林野管第 161 号林野庁長官通知（最終改正：令和 2 年 3 月 30 日付け元林政政第 816 号））国有林野事業工事請負契約約款の条項により記載している。

(6) 工事中止の場合の手続き

自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰することができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は、工事中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

発注者は、この場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

<具体事例>

- ア 工事用地等の確保ができないため、工事を施工できない
- イ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等受注者の責に帰することができないものにより、工事を施工できない場合
- ウ 設計図書に工事着工時期が定められている場合において、その期日までに請負者の責によらず着工できない
- エ 請負者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた
- オ 予見出来ない事態（地中障害物の発見等）が発生した

<手続き>

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない。

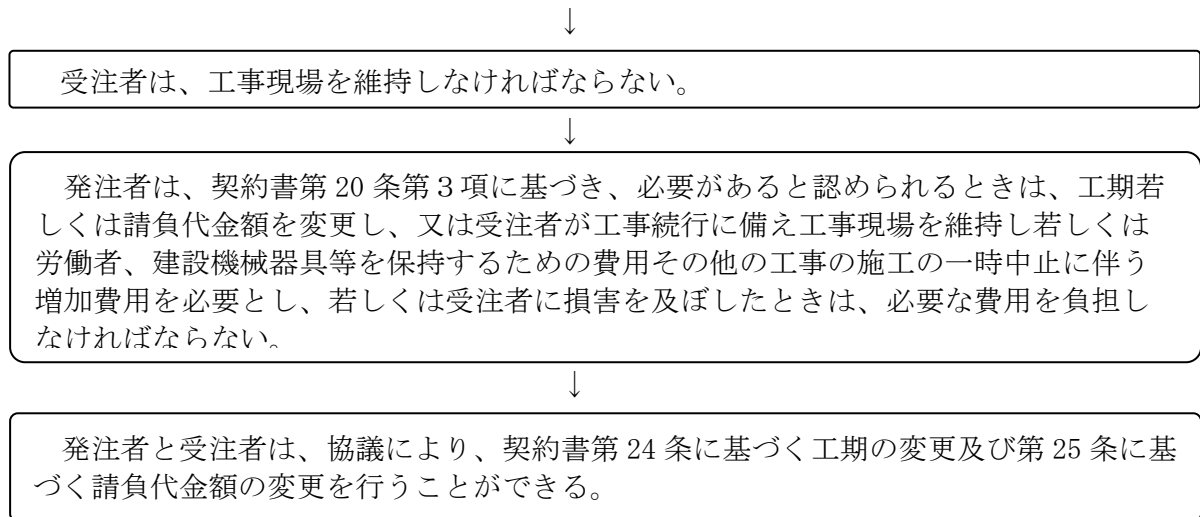


工事請負契約書第 20 条（工事中止）第 1 項により、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

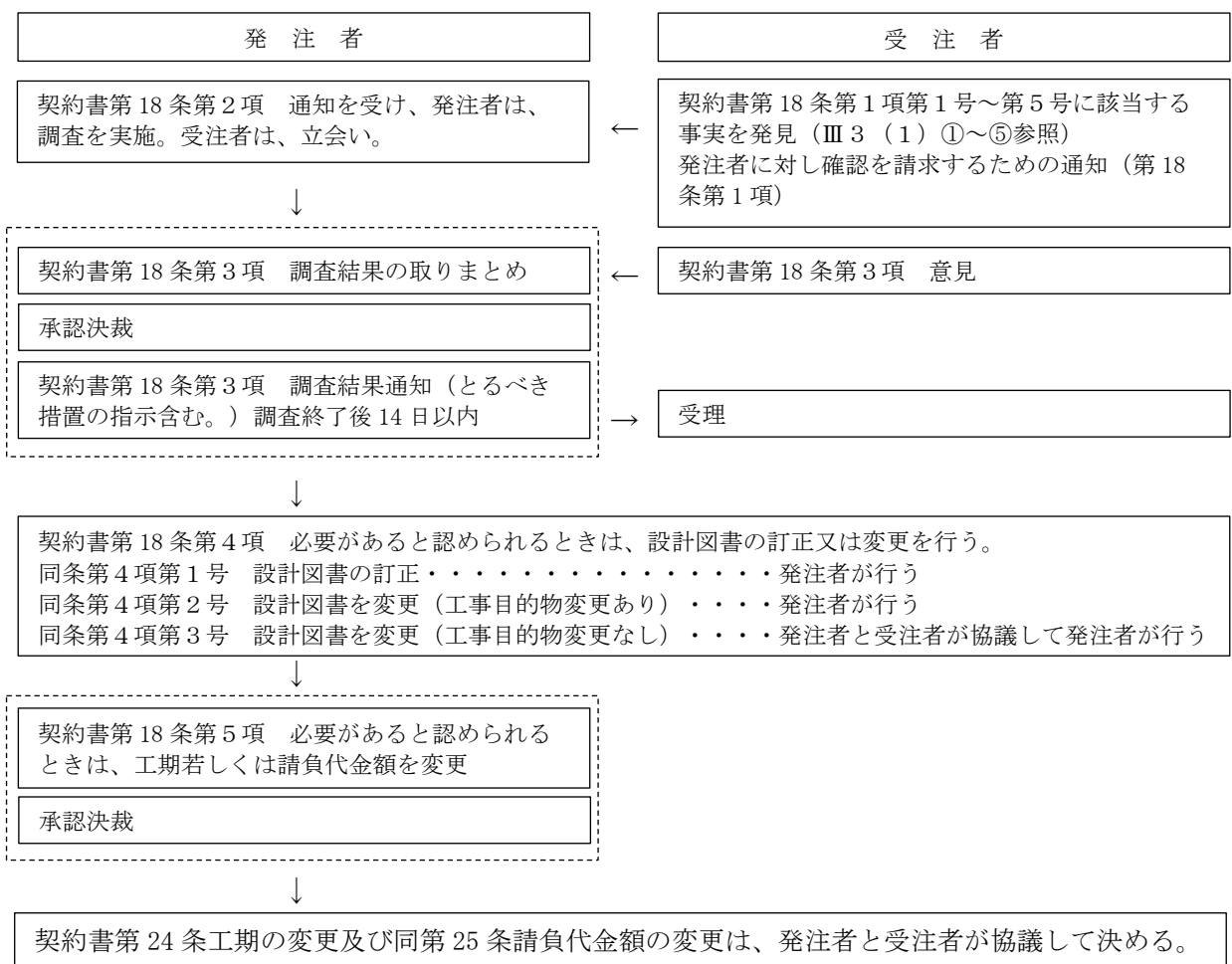


発注者が工事一時中止を指示





2 設計変更手続きフロー



3 設計変更に関わる資料の作成

(1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して、工事請負契約書第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料（現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等（標準仕様書参照））を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については、契約変更の対象としない。

(2) 設計変更に必要な資料作成

工事請負契約書第 18 条第 1 項に基づき、設計変更するために必要な資料の作成に

については、工事請負契約書第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受注者及び発注者の双方で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について、書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

(注1) 増加費用は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について」を参考に算定

(注2) 適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

4 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

(1) 工程関係

- ① 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。
- ② 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法
- ③ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期
- ④ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲
- ⑤ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期
- ⑥ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。
- ⑦ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数

(2) 用地関係

- ① 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。
- ② 工事用地等の使用終了後における復旧内容。
- ③ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
- ④ 施工者に消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして、官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、使用条件、復旧方法等。

(3) 公害関係

- ① 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械、設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。
- ② 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。
- ③ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処

理条件等)。

- ④ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。

(4) 安全対策関係

- ① 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。
- ② 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。
- ③ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。
- ④ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。
- ⑤ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。

(5) 工事用道路関係

- ① 一般道路を搬入路として使用する場合
 - ア 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯
 - イ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容
- ② 仮設道路を設置する場合
 - ア 仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間
 - イ 仮設道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)
 - ウ 仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容

(6) 仮設備関係

- ① 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。
- ② 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。
- ③ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。

(7) 建設副産物関係

- ① 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件
- ② 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。
- ③ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。

(8) 工事支障物件等

- ① 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。
- ② 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。

(9) 薬液注入関係

- ① 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等
- ② 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。

(10) その他

- ① 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、

期間、保管方法等

- ② 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等
- ③ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等
- ④ 関係機関・自治体等の工事と近接する場合の協議に係る条件等、その内容。
- ⑤ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件
- ⑥ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。
- ⑦ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。
- ⑧ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

IV 施工方法等に係る指定・任意の使い分け

(1) 基本事項

仮設工又は施工方法の指定・任意の取扱いについては、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ① 任意については、仮設及び施工方法の一切の手段の選択は、受注者の責任で行う。
- ② 任意の場合の仮設及び施工方法に変更があっても、原則として設計変更の対象としない。
- ③ ただし、当初積算時の想定と現地条件が異なる等「3 設計変更を行うことができるもの」に該当する場合は、必要に応じて設計変更を行う。

(2) 留意事項

仮設及び施工方法の指定・任意の取扱いについては、次の事項に留意する。

- ① 仮設工、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- ② 発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応となるよう留意しなければならない。

仮設及び施工方法について、任意となっている工事において、次の具体事例による対応は不適切な対応となる。

<具体事例>

- ア 発注者から受注者に対し、「〇〇工法で積算しているため、〇〇工法以外での施工は不可能。」という指示
- イ 発注者から受注者に対し、「標準歩掛ではバックホウでの施工となっているため、クラムシェルでの施工は不可能。」という指示
- ウ 新技術の活用について、受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工して下さい。」という指示

(3) 発注者の指定事項以外は、受注者の裁量の範囲

① 自主施工の原則

契約書第1条第3項*により、設計図書に指定されていない事項については、施工方法及び仮設工等は、受注者の裁量により行う。

※ 仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。（契約書第1条第3項）

② 指定と任意の考え方

| | 指 定 | 任 意 |
|-------------------|---|-------------------------|
| 設計図書 | 施工方法等について具体的に指定 | 施工方法等について具体的には指定しない |
| 施工方法等の変更 | 発注者の指示又は承諾が必要 | 受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要） |
| 施工方法の変更がある場合の設計変更 | 設計変更の対象とする | 設計変更の対象としない |
| 条件明示の変更に対応した設計変更 | 設計変更の対象とする | 設計変更の対象とする |
| 指定仮設とすべき事項（参考） | ア 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合 イ 仮設構造物を一般交通に供する場合 ウ 特許工法又は特殊工法を採用する場合 エ 関係官公署等との協議等により制約条件がある場合 オ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 カ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置させる必要がある場合 | |

V 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等に関する疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

(1) 入札前

入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。

この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、書面（電子メール可）をもって質問するものとする。

なお、質問に対する回答は、書面（電子メール可）により行うとともに、閲覧等に供する。
(入札心得：入札等)

(2) 契約後

受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
(共通仕様書：設計図書の照査等)

工事一時中止ガイドライン

I 策定の目的

森林整備保全事業の工事の実施において、自然的・人為的な事象や地元調整・各種協議の状況等により、準備工・本体工事に着手できない事態や、工事の施工途中で中断を余儀なくされる事態が生じることがある。

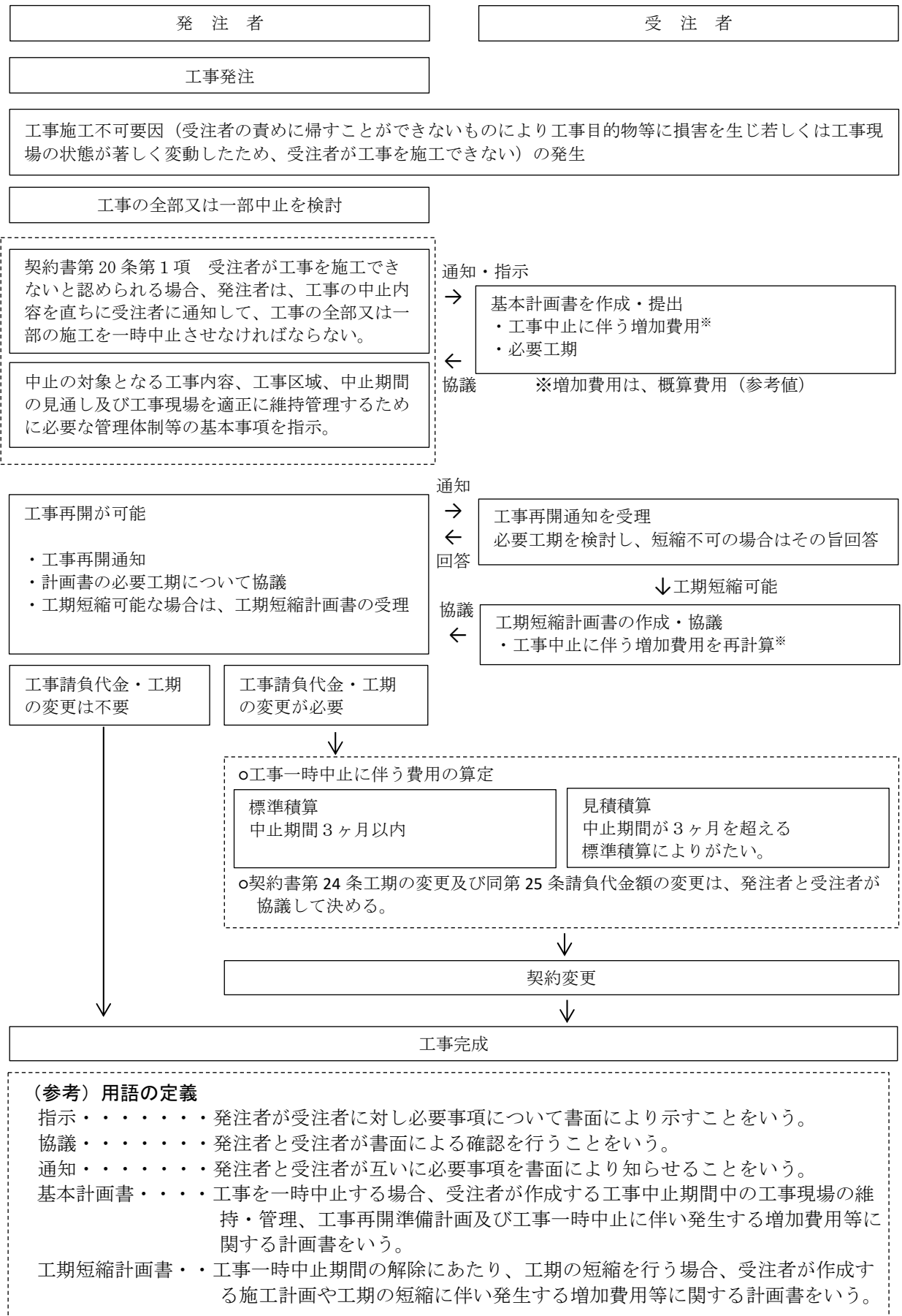
このような事態において、受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事請負契約書第 20 条（工事の中止）に基づき、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止しなければならない。

また、発注者は、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

本ガイドラインは、発注者及び受注者が、工事請負契約書第 20 条に基づく工事一時中止に係る手続き及び増加費用の取扱いについて十分理解し、これらに係る事務処理の円滑化を図ることを目的にとりまとめたものである。

II 工事一時中止に係る手続き

1 工事の一時中止に係る手続きフロー



2 発注者の中止指示義務

受注者の責めに帰すことができないものにより工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止しなければならない。（工事請負契約書第20条第1項）

（参考）契約書第20条

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下、「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときには必要な費用を負担しなければならない

<具体事例>

- ① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合
 - ア 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなかったため施工できない場合（請負契約書第16条関係）
 - イ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備等が発見されたため施工を続けることが不可能な場合等（請負契約書第18条関係）
- ② 自然的又は人為的な事象（天災等）のため工事を施工できない場合
 - ア 台風や集中豪雨などの自然災害により工事が続行できなくなった場合
 - イ 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行ができない場合
 - ウ 工事に対する住民の反対運動等により工事の続行ができない場合
 - エ 関連する工事の開始又は完了時期の遅延により工事の続行を不適当と認めた場合
 - オ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行ができない場合
 - カ 関係機関との協議が整わないため、工事の続行ができない場合

<留意事項>

- ア 客観的にみて「施工できないと認められる状態」となっている場合は、発注者は工事の一時中止を通知しなければならない。（工事請負契約書第20条第1項）

このような場合において、発注者が工事の一時中止を通知しなければ、受注者は本来必要としない費用の負担を強いられることもあるため、発注者は、速やかに工事一時中止の手続きを行うことが肝要となる。
- イ 発注者は、工事の施工上必要な用地を受注者が工事の施工上必要とする日までに確保しなければならない。（工事請負契約書第16条第1項）

しかしながら、工事施工中の条件変更に伴い、追加用地や借地期間の延長等の必要が生じ、その対応に時間を要することで工事が施工できない場合は、発注者は、工事の一時中止を通知しなければならない。
- ウ 発注者が工事の一時中止を検討する時点においては、中止期間の見通しが確定的でない場合もあるが、当面は、中止期間が2週間を超えることが見込まれることを目安として、工事の一時中止の通知を行うものとする。

なお、中止期間が2週間以内と見込まれる場合であっても、現場の状況、受注者からの要請等を踏まえて必要と判断される場合は、工事の一時中止の通知を行うものとする。
- エ 受注者は、工事現場が施工を一時中止せざるを得ない状態となった場合は、発注者と協議を行う。

3 発注者の中止権

発注者は、契約書第20条第1項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。（工事請負契約書第20条第2項）

<具体的事例>

- ア 受注者が契約図書に違反した場合
- イ 受注者が監督職員の指示に従わない場合

4 工事を一時中止させる場合の指示内容等

発注者は、工事の施工を一時中止させる場合は、受注者に対して、中止の対象となる工事内容及び工事区域、中止期間の見通し、工事現場を適正に維持管理するために必要な管理体制等の基本事項を指示するものとする。この場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどの位の時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

また、一時中止している工事について、施工可能と認められるときは、発注者は、工事の再開時期を受注者に通知するものとする。

5 基本計画書の作成・提出

発注者からの通知及び指示により、受注者が施工を一時中止する場合は、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出の上、承諾を得るものとする。

また、受注者は、工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

なお、増加費用は、受注者から請求があった場合に適用する。

基本計画書の記載内容（例）

- 基本計画書作成の目的
- 中止指示時点における確認事項
 - 工事の出来形
 - 従業員（下請従業員を含む）の体制及び労働者数
 - 搬入済の材料及び建設機械器具
 - 設置済の仮設備等
- 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画
 - 従業員及び労働者の配置転換
 - 建設機械器具等の配置転換
 - 搬入済み材料の他工事への転用運搬
- 工事現場の維持管理に関する基本的事項
 - 従業員及び労働者の体制
 - 搬入済み材料の保管
 - 現場点検の実施方法
 - 天災等緊急時の対応、連絡体制
 - 中止期間中の実施作業
 - 中止期間中に現場存置が必要な建設機械器具・施設、その目的等
 - 中止期間中に運転が必要な建設機械器具・施設、その目的等
- 工事再開準備計画
 - 従業員及び労働者の体制
 - 建設資機材の調達

※一時中止期間の見通しが明確でない場合の工事再開準備計画の内容は、工事を円滑に再開できるように講じる方策、体制の確保等について記載する。
- 工事一時中止に伴い発生する増加費用の概算金額及び算定根拠
 - 発注者から指示があった時点で想定している増加費用の概算金額（一部中止の場合には、概算費用の記載を省略できる。）

※基本計画書に記載する増加費用等の概算金額は目安であり、最終的な金額とは異なる。
- 基本計画に変更が生じた場合の手続き

＜留意事項＞

- ア 基本計画書は、基本計画書の記載内容（例）の各項目について、一時中止を通知した時点で受注者及び発注者が確認を行い、受注者及び発注者間の認識の相違が生じることのないよう作成するものである。
- イ 工事着手前に工事が一時中止となった場合であっても、受注者は、施工計画書とは別に基本計画書を作成し、提出しなければならない。
- ウ 基本計画書の提出後、一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合は、受注者は、変更基本計画書を提出し、承諾を得るものとする。
なお、基本計画書の変更にあたっては、事前に変更内容について受注者及び発注者間で協議し、協議した結果を工事打合せ簿等の書面により確認するものとする。

6 工事一時中止期間中の配置技術者の取扱い

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者及び監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の設置等については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け国総建第315号国土交通省総合政策局建設業課長から各都道府県主幹部局長あて）により適正に運用が徹底されているところである。

工事の一時中止に伴う監理技術者等の専任期間及び途中交代の取扱いについては、「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき適正に取扱うものとする。

監理技術者制度運用マニュアル（抜粋）

二 二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

(1)～(3) [略]

(4) 監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

②・③ [略]

なお、いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

三 監理技術者等の工事現場における専任

監理技術者等は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、監理技術者等を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

(1) [略]

(2) 監理技術者等の専任期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で

設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

① [略]

② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③・④ [略]

7 工期短縮計画書の作成

発注者は、工事一時中止期間の解除にあたり、工期の短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と協議し合意を図るものとする。

受注者は、発注者との協議により工期の短縮を行う場合は、工期短縮計画書を作成し、発注者と協議する。

なお、工期短縮計画書の作成にあたっては、事前に工期の短縮に伴う増加費用等について受注者及び発注者間で協議し、協議した結果を工事打合せ簿等の書面により確認するものとする。

工期短縮計画書の記載内容（例）

- 工期短縮計画書作成の目的
- 施工計画
 - 計画工程表
 - 従業員及び労働者の体制
 - 建設資機材の調達
 - 施工方法
 - 安全衛生計画等
- 工期の短縮に伴い発生する増加費用及び算定根拠

<留意事項>

ア 受注者は、承諾を受けた工期短縮計画により施工し、工期の遵守に努める。

イ 工期の短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。

8 請負代金額又は工期の変更

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。（工事請負契約書第20条第3項）

(1) 請負代金額の変更

① 発注者は、工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

・ 増加費用：工事現場の維持に要する費用

・ 損害※：工事体制の縮小又は工事の再開に要する費用

※工事請負契約書第30条（不可抗力による損害）とは別の取扱い

② 増加費用の対象期間は、工事を一時中止した期間を基本とする。

③ 費用の算定にあたっては、増加費用と損害は区分せず、工事一時中止に伴う現場維持等の費用（以下「増加費用」という。）として算定する。

④ 増加費用は、工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づく設計図書の変更又は条件変更等に係る請負代金額の変更とは区別して算定する。

(2) 工期の変更

工事一時中止に伴う工期の延長期間は、原則、工事を一時中止した期間とすることが妥当である。

ただし、地震、災害等の場合は、片付け期間や復旧期間に長期を要する場合があり、片付け期間や復旧に要した期間を含めて工期延長することも可能である。

(3) 増加費用の考え方

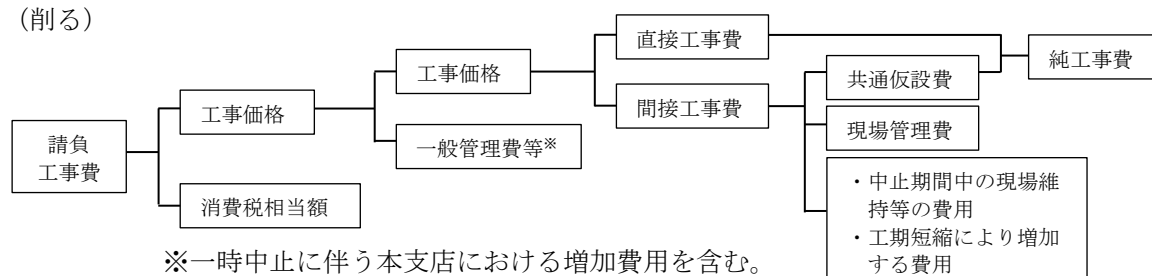
増加費用として積算する範囲は、次のとおりとする。

- ① 工事現場の維持管理に要する費用
一時中止に伴う工事現場の維持又は工事の再開に備えた機械器具、労務者及び現場常駐の従業員（専門職を含む。以下同じ。）の保持に必要な費用とする。
- ② 工事現場の体制の縮小に要する費用
中止指示時点における工事現場の体制から中止期間中における工事現場の維持体制にまで体制を縮小することにより、不要となった機械器具並びに労務者及び現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。
- ③ 工事の再開準備に要する費用
工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具並びに労務者及び現場常駐の従業員の転入に要する費用とする。
- ④ 工期延長となる場合の費用
工期延長となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。
- ⑤ 工期短縮を行った場合の費用
工期短縮の要因が発注者に起因する場合には、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期の短縮に要する費用等とする。
なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。
- ⑥ 増加費用は、中止期間において工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店費用も対象となる。

(4) 増加費用の算定

- ① 増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用算出の根拠数量等を受注者及び発注者間で協議して算定するものとする。
- ② 増加費用の構成及び算定方法は、(5)及び(6)に定める内容により積算するものとする。

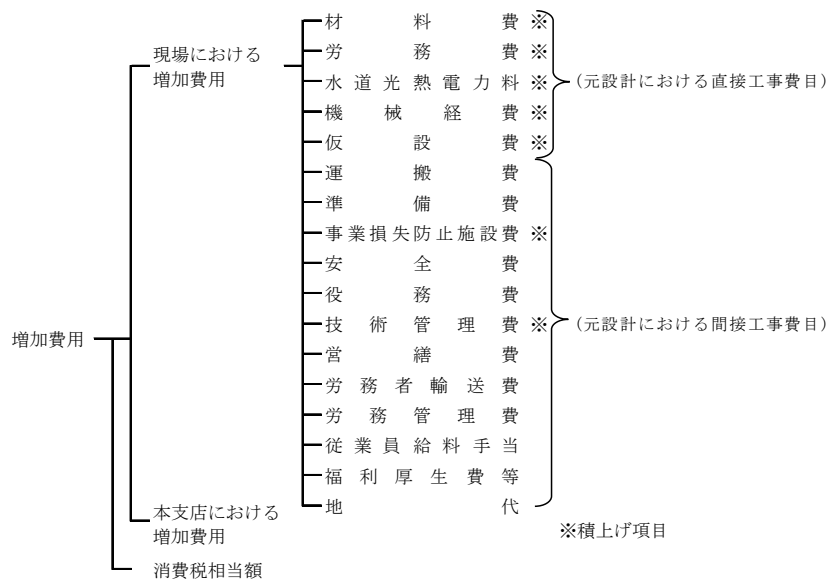
(5) 増加費用の構成
(削る)



(6) 増加費用の算定方法

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、一時中止の期間が3ヶ月以内の場合にあっては、標準積算により積算し、一時中止の期間が3ヶ月を超える場合や経常的な維持工事であるなど、標準積算により難しい場合にあっては、受注者から増加費用に係る見積りを求め、受発注者間で協議を行い、増加費用を算定するものとする。

- ① 標準積算により現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



※標準積算：工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延長となった場合を含む。）に適用し、一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可とする。

② 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

ア 現場における増加費用

(7) 材料費

a 材料の保管等の費用

元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の材料の保管料及び出入庫手数料とする。

なお、保管した材料の数量、期間、単位等の確認に基づき必要額を算定する。

b 他の工事現場へ転用した材料の運搬費

元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場に転用する必要があると認めた場合の材料の運搬費用とする。

なお、当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。

c 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の一時中止に伴う損料額及び補修費用とし、次式により算定する。

直接工事費に計上された材料の損料等＝一時中止期間×供用1日（又は1月）当たり損料

(4) 労務費

a 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しないものとする。ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情（トンネル、潜函等の特殊な工事）があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合は、その費用とする。

現場に常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。

労務費＝延人員×職種別労務単価

b 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させたトンネル・潜函工などの特殊技能労働者が、職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の労務費用とする。

本来の職種外の作業に従事した場合の労務費差額は、次式により算定する。

労務費差額＝延人員×（本来職種労務単価－従事した職種労務単価）

なお、従事した職種の労務費は、従事した工種に計上する。

(5) 水道光熱電力料

工事現場に設置済の施設について、工事現場の維持を目的として、発注者の指示又は受発注者間の協議により一時中止の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために

要する水道光熱電力に要する費用とする。

(エ) 機械経費

a 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち、元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次に掲げる費用とする。

(a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、搬出費及び再搬入費（組立て及び解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料及び管理費を含む）とする。

(b) 発注者が工事現場の維持等のため必要があるとして認めて指示した機械の運転費用とする。

工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。

機械存置費＝一時中止期間×供用1日当たり損料

(オ) 仮設費

a 仮設諸資材の損料等

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の一時中止に係る損料、賃料及び維持補修の増加費用とする。

損料算定については、次式により算定するとともに、仮設諸機材の維持補修費は、必要に応じて計上する。

仮設諸機材の損料等＝一時中止期間×供用1日（又は1月）当たり損料等

b 仮設材料の損料等

現場搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が工事現場に存置する費用を上回ることにより、工事現場に存置することとした仮設材料の一時中止に係る損料等とする。

損料算定に当たっては、aに準じて行うこととする。

c 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないものの、一時中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者の新たな指示又は受発注者間の協議により、発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（保安要員費を含む。）とする。

費用については、積算要領により算定する。

(カ) 運搬費

a 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

一時中止の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類、仮設材等（発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを含む。）のうち、工事現場外に搬出し、又は搬出したものを工事現場に再搬入する費用とする。

b 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械器具類、資材等のうち、工事の一時中止が行われたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、又は受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用とする。

(キ) 準備費

現場常駐の従業員又は労務者が行う通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、又は受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用とする。

(ク) 事業損失防止施設費

(オ) 仮設費に準じて積算した費用とする。

(ケ) 安全費

a 既存の安全施設等に係る費用

一時中止の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の一時中止に伴う損料及び維持補修の費用とする。

b 新たに必要となった工事現場の安全確保に要する費用

元設計には計上されていないものの、一時中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、又は受発注者協議の上で発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）とする。

- (コ) 役務費
 - a 材料置場等の敷地の借上げ料
元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約等に要した増加費用とする。
 - b 電力・水道等の基本料金
元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る一時中止期間中の基本料金とする。
- (ク) 技術管理費
原則として計上しないものとする。ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。
- (ク) 営繕費
一時中止の要因発生以前に、工事現場に設置済の営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額に要する費用とする。
- (ケ) 労務者輸送費
受発注者協議により工事現場に常駐することとした労務者及び近傍の工事現場等に転用することとした労務者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。
- (ケ) 労務管理費
 - a 労務者の他の工事現場への転出入に要する費用
一時中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された者（通勤者を含む。）が当該工事現場から転出し、又は転出した後に再転入する場合に必要な旅費、日当等の費用とする。
なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸であり、又は下請会社が直接賃金を支給しており、かつ、当該工事現場に常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（通勤者を含む。以下「専従的労務者」という。）をいうものとする。
 - b 解雇・休業手当を支払う場合の費用
受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと発注者が認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用とする。
- (コ) 従業員給料手当
 - a 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械又は電気設備の保安に従事する者を含む。）に支給する給料手当の費用とする。
 - b 一時中止の要因発生時点において現場に常駐していた従業員に対し、工事現場の維持体制に縮小するまでの間に支給する給料手当の費用とする。
 - c 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に対し、支給する給料手当の費用とする。
 - d 一時中止となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に対し支給する給料手当の費用とする。
- (コ) 福利厚生費等
現場管理費であって、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費及び通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用のうち、中止期間中の費用とする。
- (コ) 地代
現場管理費であって、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代のうち、中止期間中の費用とする。
- イ 本支店における増加費用
一時中止に伴う工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用とする。
当該費用については、元設計の費用に一時中止に伴う増加費用を加えた工事原価に対して、一般管理費等率により算定するものとする。
- ウ 消費税等相当額
現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用とする。

③ 一時中止に伴う積算方法

標準積算による増加費用の算定は、本工事に着手後に一時中止した場合を対象として適用することが可能であり、算定方法は次のとおり。

なお、本工事に施工着手前に一時中止となった場合の増加費用について、受注者及び発注者間でトラブルが発生しないよう、契約図書に適切な条件（用地確保の状況、関係機関との協議状況等の工事着手に関する条件）を明示するとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うことが重要となる。

○一時中止に伴う現場維持等に要する費用は、以下の式により算定する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G：中止期間中の現場維持等の費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

dg：一時中止に係る現場経費率（単位：% 小数点以下第三位四捨五入二位止め）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

ただし、

A：工種ごとの係数（別表）

B： ”

a： ”

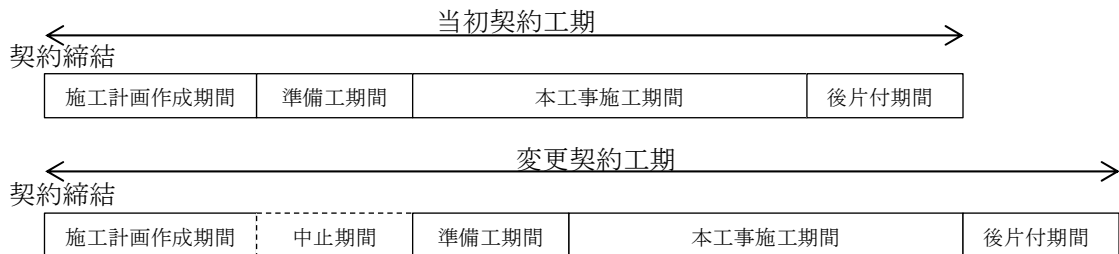
b： ”

N：一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

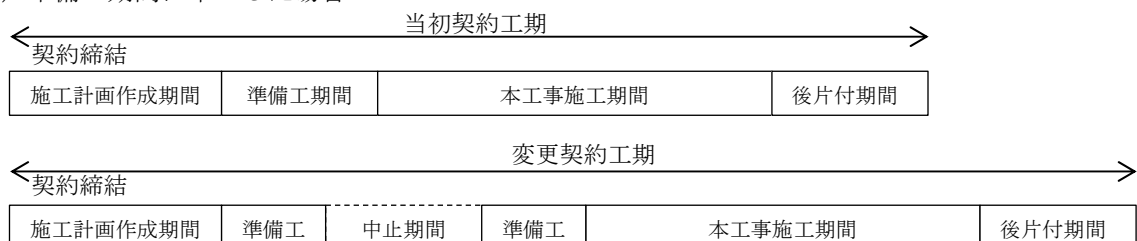
9 増加費用の考え方

(1) 契約後準備工着手前に中止した場合



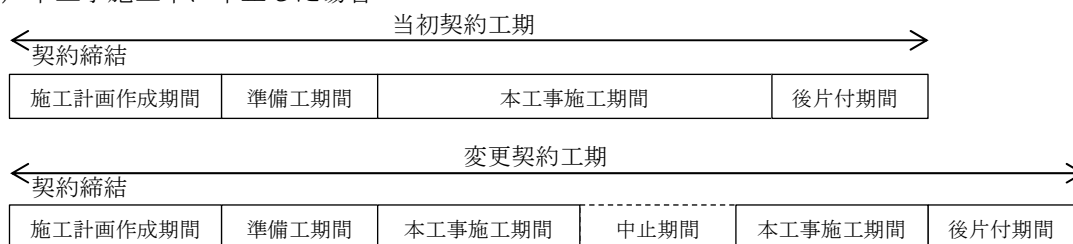
- ① 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所及び工事看板が未設置であり、材料等が未搬の状態、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ② 発注者は、契約後準備工着手前に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
- ③ 受注者は、工事請負契約書第 16 条 2 項に基づき工事用地等の管理を行う。
- ④ 受注者は、発注者との協議の上、工事現場の維持管理に関する基本事項を記載した基本計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。
- ⑤ この場合、工事用地等の維持管理に要する費用及び現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当て）等が想定される。

(2) 準備工期間に中止した場合



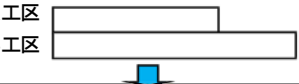

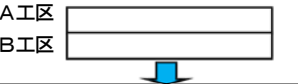

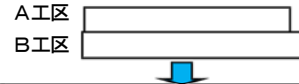







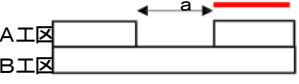
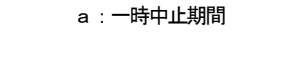
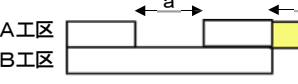
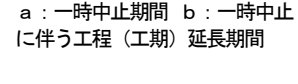
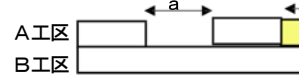
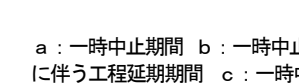
- ① 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所及び工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ② 発注者は、準備工期間中に本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
- ③ 受注者は、工事現場の維持・管理に関する基本的事項を記載した基本計画書に必要な応じて概算費用を記載^{*}した上で、その内容について発注者と協議し、承諾を得る。
 ※概算費用は、請求する場合のみ記載する。
 ※概算費用は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではない。
- ④ 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定される。
- ⑤ 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受注者及び発注者が協議して決定する。

(3) 本工事施工中に中止した場合



- ① 本工事期間とは、準備工期間後で、本工事施工期間をいう。
- ② 発注者は、本工事施工期間中に施工を継続することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
- ③ 受注者は、工事現場の維持・管理に関する基本的事項を記載した基本計画書に必要な応じて概算費用を記載^{*}した上で、その内容について発注者と協議し、承諾を得る。
 ※概算費用は、請求する場合のみ記載する。
 ※概算費用は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではない。
- ④ 増加費用の算定は、中止期間が3ヶ月以内は標準積算（積上げ積算及び率で計上する積算）により行い、3ヶ月を超える場合は、積上げ積算により行い、費用の必要性・数量など受注者及び発注者が協議して決定する。

増加費用の協議対象期間（例）

| | ケース① | ケース② | ケース③ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--------------------------------|---|---|---|------------------|---|------------------------|---|--|-----------|------|--------------------------------|---|---|---|------------------|---|------------------------|---|---|----------|------|--------------------------------|---|---|---|------------------|---|------------------------|---|
| ケース | A工区を一時中止したが 工期延期が生じない場合 | A工区の一時的中止により 工期延期が生じた場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当初工程 | A工区  B工区  | A工区  B工区  | A工区  B工区  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一時中止の指示 | A工区  B工区  | A工区  B工区  | A工区  B工区  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | A工区  B工区  a : 一時中止期間 | A工区  B工区  a : 一時中止期間 b : 一時中止に伴う工程（工期）延長期間 | A工区  B工区  a : 一時中止期間 b : 一時中止に伴う工程延期期間 c : 一時中止に伴う工期延期期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 増加費用の協議対象期間の考え方 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>増加費用の主な費目</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>営繕施設等費用 ※（現場事務所）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）</td> <td>a</td> </tr> </tbody> </table> | 増加費用の主な費目 | 対象期間 | 現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等） | — | 現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合） | a | 営繕施設等費用 ※（現場事務所） | — | 機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置） | a | <table border="1"> <thead> <tr> <th>増加費用の主な費目</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>営繕施設等費用 ※（現場事務所）</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）</td> <td>a</td> </tr> </tbody> </table> | 増加費用の主な費目 | 対象期間 | 現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等） | b | 現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合） | a | 営繕施設等費用 ※（現場事務所） | b | 機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置） | a | <table border="1"> <thead> <tr> <th>増加費用主な費目</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>営繕施設等費用 ※（現場事務所）</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）</td> <td>a</td> </tr> </tbody> </table> | 増加費用主な費目 | 対象期間 | 現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等） | c | 現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合） | a | 営繕施設等費用 ※（現場事務所） | c | 機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置） | a |
| | 増加費用の主な費目 | 対象期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等） | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合） | a | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 営繕施設等費用 ※（現場事務所） | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置） | a | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 増加費用の主な費目 | 対象期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等） | b | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合） | a | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営繕施設等費用 ※（現場事務所） | b | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置） | a | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 増加費用主な費目 | 対象期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等） | c | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合） | a | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営繕施設等費用 ※（現場事務所） | c | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置） | a | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※ 中止期間中に一時撤去等する場合は、それに伴う撤去・運搬・再設置等の費用が対象となる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※上表は、標準的なケースを例示したものであるため、各工事等の状況に応じて適用の判断を行うものとする。

Ⅲ 工事の一時中止に係る手続きの参考様式

様式－ 1

年 月 日

支出負担行為担当官等 殿

監 督 職 員

請負工事の一時中止について

工事名：

年 月 日契約締結した標記工事について、下記のとおり工事の一時中止を通知されるよう上申します。

記

- 1 一時中止を必要とする理由
- 2 一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事区域
 - (3) 一時中止の予定期間
 - (4) 中止期間中における工事現場の維持管理等（別紙－ 1 のとおり）

(別紙－ 1)

一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項

中止の対象となる工事現場を適正に維持管理するために必要な管理体制等の必要事項について、受注者に指示する内容を詳細に記述する。

(受注者)

殿

(発注者)

支出負担行為担当官等
氏 名

工事の一時中止について

工事名：

年 月 日契約締結した標記工事について、下記のとおり工事を一時中止されるよう、
工事請負契約書第 20 条の規定により通知します。

記

- 1 一時中止を必要とする理由
- 2 一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事区域
 - (3) 一時中止の予定期間
- 3 管理体制等の基本事項
中止期間中における工事現場の維持管理等を別紙－ 1 により行うこと。
- 4 基本計画書の提出
中止期間中の次の事項に関する基本計画書を監督職員に提出し、承諾を得ること。
 - (1) 中止指示時点における確認事項
 - (2) 中止に伴う工事現場の体制の縮小に関すること
 - (3) 工事現場の維持管理に関する基本的事項
 - (4) 工事再開準備計画
 - (5) 工事一時中止に伴い発生する増加費用の概算金額及び算定根拠
- 5 一時中止に関わる費用
一時中止に関わる費用は、監督職員が承諾した基本計画書に基づき、工事再開後に速やかに協議を行うものとする。

(別紙－ 1)

一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項

中止の対象となる工事現場を適正に維持管理するために必要な管理体制等の必要事項について、
受注者に指示する内容を詳細に記述する。

(発注者)
支出負担行為担当官等 殿

(受注者)

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について

工事名：

年 月 日付で工事一時中止のあった標記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

別紙

基本計画書

- 1 中止指示時点における確認事項
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小に関する事
- 3 工事現場の維持管理に関する基本的事項
- 4 工事再開準備計画
- 5 工事一時中止に伴い発生する増加費用の概算金額及び算定根拠

(受注者)

殿

(発注者)

支出負担行為担当官等

氏 名

工事の再開について

工事名：

年 月 日付けで一時中止を通知した標記工事について、年 月 日より再開されるよう通知します。

なお、中止期間は、年 月 日から年 月 日までとします。

別表

| 工種区分 | 係数A | | | | | | | 係数B | | | | | | | 係数 a | 係数 b |
|----------------|--------------|------------|------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|--------------|--------------|------------|------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|--------------|---------|--------|
| | 一般交通 影響無し | 大都市 (1) | 大都市 (2) | 一般交通 影響有り (1)・(3) | 一般交通 影響有り (2)・(4) | 市街地 (DID 補正) | 山間僻地 及び離島 | 一般交通 影響無し | 大都市 (1) | 大都市 (2) | 一般交通 影響有り (1)・(3) | 一般交通 影響有り (2)・(4) | 市街地 (DID 補正) | 山間僻地 及び離島 | | |
| 河川工事 | 1901.4 | — | — | 2116.7 | 2104.1 | 2104.1 | 1939.0 | -0.3284 | — | — | -0.3275 | -0.3280 | -0.3280 | -0.3269 | 13.3999 | 0.1615 |
| 河川・道路構造 物工事 | 410.4 | — | — | 453.5 | 452.4 | 452.4 | 413.5 | -0.2019 | — | — | -0.2004 | -0.2012 | -0.2012 | -0.1994 | 1.0955 | 0.3057 |
| 治山・地すべり 工事 | 275.1 | — | — | 288.4 | 295.3 | 295.3 | 254.5 | -0.1797 | — | — | -0.1738 | -0.1767 | -0.1767 | -0.1700 | 0.1422 | 0.4132 |
| 海岸工事 | 521.4 | — | — | 550.7 | 561.8 | 561.8 | 488.2 | -0.2306 | — | — | -0.2255 | -0.2280 | -0.2280 | -0.2224 | 4.2009 | 0.2226 |
| 森林整備 | 643.6 | — | — | 715.1 | 711.5 | 711.5 | 654.3 | -0.2235 | — | — | -0.2229 | -0.2232 | -0.2232 | -0.2225 | 13.5714 | 0.1739 |
| 道路工事 | 78.9 | — | — | 87.2 | 87.0 | 87.0 | 79.4 | -0.0714 | — | — | -0.0698 | -0.0706 | -0.0706 | -0.0688 | 2.4722 | 0.2611 |
| 鋼橋架設工事 | 4760.3 | — | 5819.2 | 5307.1 | 5271.4 | 5307.1 | 4867.7 | -0.3805 | — | -0.3793 | -0.3796 | -0.3801 | -0.3796 | -0.3791 | 8.9850 | 0.2036 |
| P C 橋工事 | 1238.0 | — | — | 1436.8 | 1399.1 | 1399.1 | 1351.0 | -0.2884 | — | — | -0.2907 | -0.2895 | -0.2895 | -0.2921 | 0.5348 | 0.3394 |
| 舗装工事 | 923.0 | 1754.5 | 1331.5 | 1162.5 | 1087.6 | 1254.4 | 1149.1 | -0.2725 | -0.3002 | -0.2837 | -0.2807 | -0.2767 | -0.2801 | -0.2858 | 0.7817 | 0.3147 |
| 公園工事 | 643.6 | — | — | 715.1 | 711.5 | 711.5 | 654.3 | -0.2235 | — | — | -0.2229 | -0.2232 | -0.2232 | -0.2225 | 13.5714 | 0.1739 |
| 橋梁保全工事 | 3393.5 | — | — | 3979.5 | 3855.9 | 4318.8 | 3764.5 | -0.3455 | — | — | -0.3485 | -0.3470 | -0.3483 | -0.3504 | 1.6260 | 0.2838 |
| 道路維持工事 | 303.5 | 362.0 | 363.4 | 333.4 | 333.6 | 363.7 | 302.7 | -0.1653 | -0.1588 | -0.1628 | -0.1634 | -0.1643 | -0.1636 | -0.1623 | 1.6840 | 0.2898 |
| トンネル工事 | 1070.6 | — | — | 1331.2 | 1253.2 | 1253.2 | 1306.0 | -0.2619 | — | — | -0.2685 | -0.2652 | -0.2652 | -0.2726 | 0.1118 | 0.4194 |

設計変更ガイドライン（調査、測量、設計及び計画業務編）

I 策定の目的等

1 策定の目的

調査、測量、設計及び計画業務（以下、「業務」という。）の成果は、工事発注に際しての工事規模（予算等）の把握、工事数量の算定および工事発注図書の作成等に活用される。

このため、業務の成果は、工事コスト、工事目的物の品質、円滑な工事の実施、維持管理コスト等に大きく影響し、ひいては事業全体の品質やコストにも影響することから、その品質を確保することはきわめて重要である。

業務の履行に当たっては、発注者は業務の目的・方針及び仕様等を明確に示した上で、受注者はその方針等に基づき、技術や創意工夫を発揮し、より良い成果を得るべく業務をおこなうものであり、本ガイドラインは、発注者及び受注者が、より適切な業務の実施及び品質確保が図られるよう、設計変更が可能な場合と不可能な場合及び手続き等について十分理解し、設計変更に係る業務の円滑化を図ることを目的とする。

2 設計変更の現状

(1) 設計図書に明示されている事項については、明示されている内容と現地条件に不一致がある場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて履行期間又は請負代金額、若しくは両方の変更を行うことが一般的である。

(2) 一式計上されている事項や設計図書に誤謬、脱漏又は表示が不明確となっている事項は、変更対応が問題となる場合がある。

(参考) 用語の定義

契約・・・ 業務請負契約書及び設計図書を内容とする業務の請負契約をいう。

契約図書・・・ 契約書及び設計図書をいう。

契約変更・・・ 業務請負契約書及び設計図書を内容とする契約の変更を行うことをいう。

設計図書・・・ 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

指示等・・・ 契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

協議・・・ 発注者と受注者が書面による確認を行うことをいう。

設計変更・・・ 契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することをいう。

II 設計変更を行うことができないケース

1 設計変更を必要としないもの

受注者の都合による任意の提案を発注者の「承諾」を得て業務を実施した場合

2 設計変更を行うことができないもの

(1) 設計図書に条件明示のない事項について、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して業務を実施した場合

(2) 発注者と受注者が「協議」を行い、発注者から受注者に対して協議の回答又は指示がない時点で「協議」している内容の業務を実施した場合

(3) 業務請負契約書及び仕様書に定められている「所定の手続き」を経していない場合
契約書第 18 条 条件変更等

- 〃 第 19 条 設計図書等の変更
- 〃 第 20 条 業務の中止
- 〃 第 21 条 業務に係る受注者の提案
- 〃 第 23 条 受注者の請求による履行期間の延長
- 〃 第 24 条 発注者の請求による履行期間の短縮等
- 〃 第 25 条 履行期間の変更方法
- 〃 第 26 条 請負代金額の変更方法等
- 〃 第 31 条 請負代金額の変更に代える設計図書の変更
- 仕様書 設計図書の支給及び点検
 - 〃 条件変更等
 - 〃 契約変更
 - 〃 履行期間の変更
 - 〃 一時中止

- (4) 正式な書面によらない事項（口頭のみでの指示・協議等）の場合
 ただし、契約書第 27 条（臨機の措置）の緊急やむを得ない事情の措置を行う場合は、この限りではない。

Ⅲ 設計変更を行うことができるケース及び留意事項

1 設計変更を行うことができるケース

- (1) 地形・地質・地下水・河川流量等の自然的条件、又は現地調査のための立入条件や準拠すべき技術基準等の人為的条件など、設計図書に示された履行条件が実際と相違する場合
- (2) 契約時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず業務に着手出来ない場合又は受注者の責によらず業務を中止せざるを得ない場合
- (3) 発注者と受注者の「協議」又は業務請負契約書及び仕様書に定められている所定の手続きを行い、発注者から受注者に対して協議の回答又は指示を行ったもの
 ※ 所定の手続きについては、Ⅱ－2－（3）を参照
- (4) 受注者は、「設計図書の点検」の範囲を超える作業で、協議を行った上で発注者の「指示」により実施する場合
 ※ 「設計書の点検」の範囲を超える作業については、Ⅳ－1 を参照

2 設計変更にあたっての留意事項

- (1) 発注者と受注者が、当初設計の考え方や設計条件を再確認し、書面による確認「協議」を行う。
- (2) 設計変更しようとする業務内容の妥当性を「協議」し、当該業務における設計変更の必要性を明確にする。
- (3) 設計変更の所定の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

IV 設計変更の具体事例及び手続き

1 「設計書の点検」の範囲をこえるもの

(参考) 業務標準仕様書
(設計図書の支給及び点検)

第1105条

受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督職員に書面により質問し、その回答及び指示に基づき実施しなければならない。
- 3 監督職員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等を無償で貸与又は追加支給するものとする。

(1) 「設計図書の点検」

受注者は、「設計図書の点検」を行い、疑義がある場合は、監督職員に書面により質問し、その回答及び指示に基づき実施しなければならない。疑義がある場合とは、契約書第18条第1項1号から第5号のいずれかに該当する事実（設計図書の点検の範囲を超えるもの）がある場合をいう。

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- ② 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと
- ④ 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
- ⑤ 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲をこえる行為は、以下のものなどが想定される。このような作業を行う必要が生じた場合は、契約書第18条に基づき受発注者で対応を協議し、必要に応じて設計図書の訂正・変更により対応する。

<具体事例>

- ア 業務に適用すべき諸基準と整合していないため、業務内容の見直しが必要となるもの。
- イ 設計図書と現地が整合していないため、業務内容の見直しが必要となるもの。
- ウ 既存の業務の成果が、適用すべき諸基準と整合していないため、業務内容の見直しが必要となるもの。
- エ 既存の調査結果に不足があり、業務内容の見直しが必要なもの。
- オ 既存の成果品について、構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- カ 既存の成果品について、構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査が必要となるもの。
- キ 設計根拠（技術基準や構造計算等）の基礎データの見直しが必要となるもの。
- ク 業務実施のための関係機関との協議内容が明確でないもの。

(参考) 既存業務の成果品に誤り等があった場合の取扱い

- 受注者は、設計図書の点検を行い、既存業務の成果品に誤り等があることが認められた場合は、速やかにその事実を発注者に報告する。
- 発注者は、既存業務の成果品の欠陥について調査するとともに、既存業務の受注者に対して、成果品の欠陥及びその原因について調査を依頼し、事実関係の確認を行う。
- 既存の成果物に瑕疵があるときは、契約書第41条（契約不適合責任）に基づき、受注者に対して相当の期間を定めて瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求する。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

誤謬とは、設計条件や特記仕様書等の設計図書に間違いがある場合であり、脱漏は、当初発注時に条件明示すべきものにも係わらず抜けている場合であるが、契約後にその事実が判明した場合は、必要に応じて設計図書の訂正・変更により対応する。

<具体事例>

- ア 設計図書や特記仕様書等の設計図書に誤りがある。
- イ 適用する図書の明示（技術基準や道路橋示方書等の適用）が記載されていない。
- ウ 耐震設計を行う場合の施設の重要度区分に関する条件が明示されていない。
- エ 打合せ回数、照査に関する条件が明示されていない。
- オ 地質調査業務等における仮設・運搬・安全対策等に関する条件が明示されていない。

(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

本来は、当初発注時に条件明示すべきものであるが、契約後にその事実が判明した場合は、必要に応じて設計図書の訂正・変更により対応する。

<具体事例>

- ア 設計図書の表示が明確でないため、業務の実施に当たって判断し得ない場合。
- イ 構造物の設計業務において、構造物の比較検討について記載があるが、比較検討を行う数（何パターンの構造物を比較するか）が具体的に示されていない。
- ウ 調査業務における水替工において、当初設計における想定の湧水量や排水設備規模、運転日数等が明示されていない。
- エ 打合せ等の日数が明確でない。

(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続き

受注者は、設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員（発注者）に通知しなければならない。

発注者は、受注者立ち会いの上、直ちに調査を行い、その事実が確認された場合は、必要に応じて設計図書の訂正・変更により対応する。

<具体事例>

- ア 既存の測量成果による地形条件と現地が相違する場合
- イ 既存の地質調査の成果による支持層の位置、地下水位等が現地と相違する場合
- ウ 現地調査を実施しようとしたところ、地権者等から立入を制限された場合
- エ 関係機関及び第三者との協議により、業務内容や履行条件を変更せざるを得ない場合

(5) (1)～(4)の場合の手続き

受注者は、設計図書の点検を行い、業務請負契約書第18条第1項の各号のいずれかに該当する事実がある場合は、直ちにその旨を監督職員に報告する。



監督職員は、受注者の立会いの上、直ちに調査を実施する。
なお、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。【契約書第18条第2項関係】



発注者は、業務請負契約書第 18 条第 4 項の規定により、調査の結果により同第 18 条第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。



発注者は、業務請負契約書第 18 条第 4 項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは、同第 18 条第 5 項の規定に基づき、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。



・履行期間の変更方法

業務請負契約書第 25 条第 1 項の規定により、履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

・請負代金額の変更方法

業務請負契約書第 26 条第 1 項の規定により、請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

※ 業務請負契約書の各条項は、国有林野事業の建設工事に係る設計等業務の請負契約書について（平成 8 年 3 月 27 日付け 8 林野管第 23 号林野庁長官通知（最終改正：令和 2 年 3 月 30 日付け元林政政第 816 号））国有林野事業業務請負契約約款の条項により記載している。

(6) 発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合の手続き

発注者は、業務請負契約書第 18 条第 4 項の規定によるほか、必要があると認められるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。

この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期限若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

<具体事例>

ア 業務の進捗に伴い、新たな技術的観点から、当初契約した業務範囲を超えて発注者が作業を指示した場合

イ 業務の途中において、当初契約した業務内容に追加して構造物等の比較検討等を発注者が指示した場合

(7) 業務中止の場合の手続き

自然的又は人為的な事由であって、受注者の責に帰することができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められる場合、発注者は、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

発注者は、この場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止の伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

<具体事例>

- ア 第三者の所有する土地への立入りについて、当該土地所有者の承諾を得ることができないため、業務に着手することができない場合
- イ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等受注者の責に帰することができないものにより、業務を実施することができない場合
- ウ 請負者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた
- エ 予見出来ない事態（地中障害物の発見等）が発生した

<手続き>

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が業務を実施することができない。



業務請負契約書第 20 条（業務の中止）第 1 項により、発注者は業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。



発注者が業務一時中止を指示



受注者は、作業現場を維持しなければならない。

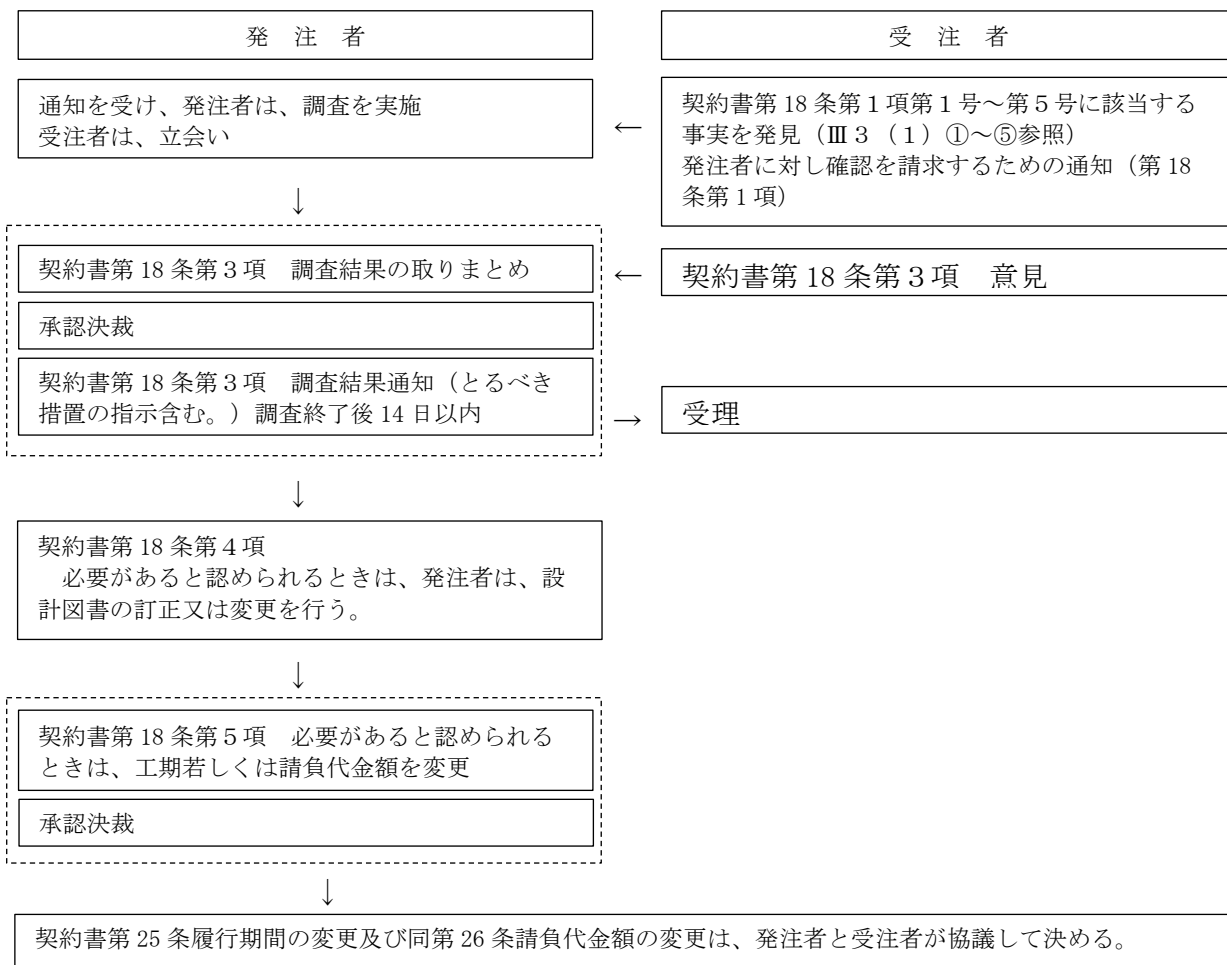


発注者は、契約書第 20 条第 3 項に基づき、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止の伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。



発注者と受注者は、協議により、契約書第 25 条に基づく履行期間の変更及び第 26 条に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

2 設計変更手続きフロー



3 設計変更に関わる資料の作成

(1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して、業務請負契約書第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については、契約変更の対象としない。

(2) 設計変更に必要な資料作成

業務請負契約書第 18 条第 1 項に基づき、設計変更するために必要な資料の作成については、業務請負契約書第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき必要な内容については、受注者及び発注者の双方で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について、書面により協議し、合図を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

4 条件明示について

履行条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書に関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

(1) 工程関係

- ① 他の業務の開始又は完了の時期により、当該業務の履行時期等に影響がある場合は、影響箇所及び他の業務の内容、開始又は完了の時期。
- ② 業務の履行時期、履行期間等が制限される場合は、制限される内容、時期等
- ③ 当該業務の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期
- ④ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該業務の履行期間に影響がある場合は、その項目及び影響範囲
- ⑤ 余裕期間を設定して発注する業務については、当該業務の着手時期
- ⑥ 業務着手前に地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設時期。
- ⑦ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数

(2) 用地関係

- ① 第三者の所有する土地への立入りについて、当該土地所有者の承諾が得られていない部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。
- ② 仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法

(3) 公害関係

- ① 調査に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、調査方法、設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。
- ② 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。
- ③ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。

(4) 安全対策関係

- ① 交通安全施設を指定する場合は、その内容、期間。
- ② 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する調査での調査方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。
- ③ 落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。
- ④ 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容。
- ⑤ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。

(5) 仮設備関係

仮設・運搬施設を指定する場合は、その内容、期間。

(6) 調査支障物件等

地上、地下等の専用物件の有無及び占用物件等で調査に支障のある物件（立木等）が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、移設方法、防護等。

(7) その他

- ① 調査用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等
- ② 関係機関・自治体等の工事と近接する場合の協議に係る条件等、その内容。
- ③ 調査用電力、給水等の必要のある場合は、その内容・方法等。
- ④ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。

IV 指定・任意※の使い分け

(1) 業務請負契約書第1条第4項の規定により、受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(2) 指定と任意の区分

| | 指定 | 任意 |
|-------------------|----------------------------------|-------------------------|
| 設計図書 | 履行方法等について具体的に指定 (契約条件として位置づけ) | 履行方法等について具体的には指定しない |
| 履行方法等の変更 | 発注者の指示又は承諾が必要 | 受注者の任意(業務計画書等の修正、提出は必要) |
| 履行方法の変更がある場合の設計変更 | 設計変更の対象とする | 設計変更の対象としない |
| 条件明示の変更に対応した設計変更 | 設計変更の対象とする | 設計変更の対象とする |

※「指定」とは、発注者が設計図書に示した手段により業務を行うことをいい、「任意」とは、業務を完了するための手段を受注者の責任において行うことをいう。

V 入札・契約時の契約図書等の疑義

1 入札・契約時の契約書等の疑義の解決

設計図書等に関する疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の点検段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながることになる。

(1) 入札前

入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。

この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、書面(電子メール可)をもって質問をするものとする。

なお、質問に対する回答は、書面(電子メールによるものは電子メールで)により行うとともに閲覧等に供する。
(入札心得：入札等)

(2) 契約後

受注者は、業務履行前及び履行途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の点検を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

(標準仕様書：設計図書の支給及び点検)